

記者発表資料

平成18年11月22日
国土交通省

**平成19・20年度 国土交通省の建設工事競争参加資格審査
における経営事項審査の取扱いについて**

平成19・20年度を有効とする国土交通省の建設工事競争参加資格審査における経営事項審査について、次のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

問合せ先

国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

(地方整備局(港湾空港以外)について)

課長補佐 中濱 TEL 03-5253-8111 内線 21964 直通 5253-8919

国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

(大臣官房会計課、各運輸局、各航空局、気象庁、海上保安庁、高等海難審判庁及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)について)

専門官 得津 TEL 03-5253-8111 内線 21833 直通 5253-8206

国土交通省大臣官房技術調査課

課長補佐 常山 TEL 03-5253-8111 内線 22334 直通 5253-8220

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

課長補佐 高橋 TEL 03-5253-8111 内線 23223 直通 5253-8233

国土交通省港湾局総務課

(地方整備局(港湾空港関係)について)

専門官 富田 TEL 03-5253-8111 内線 46182 直通 5253-8663

国土交通省港湾局建設課

課長補佐 小澤 TEL 03-5253-8111 内線 46533 直通 5253-8905

国土交通省北海道局予算課

(北海道開発局について)

課長補佐 谷 TEL 03-5253-8111 内線 52315 直通 5253-8777

平成19・20年度 国土交通省の建設工事競争参加資格審査 における経営事項審査の取扱いについて

平成19・20年度建設工事競争参加資格審査においては、平成18年5月1日に改正された新基準による経営事項審査（以下、「新経審」といいます。）を受けていることを要件としてきたところであり、国土交通本省において、6月30日の記者発表、ホームページへの掲載及び業界団体への通知等により、広く周知を図ってきたところですが、経営事項審査の受審状況等に鑑み、下記のとおり取扱うこととしました。

記

取扱い

上記の状況に鑑み、今後の競争参加資格審査手続きにおける新経審を受けていない方からの申請について、次のとおり取扱うこととします。

- 1 新経審を受けてない方についても、例外的に、特参又は郵送による申請に限り、平成19・20年度競争参加資格審査申請を受け付けることとしました。

※ インターネット一元受付のために既にパスワードの発行を受けた方が、改正前の経営事項審査に基づき申請用データを送信した場合には、受け付けできませんのでご注意ください。

- 2 経営事項評価点数について、改正前の経営事項審査に基づき算定した場合には、新経審に基づき算定した場合と比較して評価項目等が異なるため点数が低くなる場合があります。

また、平成19・20年度競争参加資格有効期限（平成21年3月31日）までの間において新経審を受けた場合であっても、既に1による申請後は経営事項審査結果の差し替えは認められません。

※ したがって、申請にあたっては、随時受付期間に新経審に基づく申請を行うのか、経営事項評価点数が低くなることもあるとしても定期受付期間に行うのか、いずれによるのかについては十分にご検討下さい。

- 3 平成21・22年度以降の競争参加資格審査申請にあたっては、申請要件等を事前に十分確認するようお願いいたします。

(変更前)

建設工事の資格審査申請をする際には、平成18年5月1日より施行された経営事項審査の新基準による総合評定通知を受けている事を必須要件とさせて頂きました。

(変更後)

建設工事の資格審査申請をする際には、新基準による総合評定通知を受けていない方についても、文書（郵送又は持参）に限り受け付けることとなりました。

ただし、旧基準の総合評定通知で申請した場合には、①新基準による総合評定通知で申請した場合と比較して、経営事項評価点数について評価項目等が異なるため点数が低くなることがある、②申請後、新経審を受けた場合でも差し替えはできないことの2点が申請する際の条件となります。

* なお、インターネット一元受付を利用して申請する場合には、平成18年5月1日より施行された経営事項審査の新基準による総合評定通知が必要です。（取扱いについて変更なし）